○外務省告示第百五十一号

オランダ王国政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の受諾書を平成二十二年十二月二十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十三年三月二十三日にオランダ王国について効力を生じた。

（平成二十三年一月五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十二号

ガーナ共和国政府は、昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の加入書を平成二十三年一月十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年二月十二日にガーナ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年一月十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十三号

モロッコ王国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十三年二月二十四日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にモロッコ王国について効力を生ずる。

（平成二十三年三月八日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十四号

平成二十三年三月二十九日にコトヌで、国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二千九百四十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年九月三十日まで

4　署名者

日本側　番馬正弘在ベナン大使

ベナン側　ジャン・マリ・エウズ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十五号

平成二十三年三月三十日にプリシュティナで、廃棄物管理向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコソボ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　廃棄物管理向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億四千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　岩谷滋雄在コソボ大使

コソボ側　エンベル・ホジャイ外務大臣

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十六号

ルクセンブルク大公国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」の加入書を平成二十三年一月五日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十三年四月五日にルクセンブルク大公国について効力を生ずる。

（平成二十三年一月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十七号

ルクセンブルク大公国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の加入書を平成二十三年一月五日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年四月五日にルクセンブルク大公国について効力を生じた。

（平成二十三年一月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明

○文部科学省告示第七十一号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき指定した指定試験機関の名称及び試験事務を行う事務所の名称が平成二十三年四月十一日付けをもって変更されたので、昭和五十九年科学技術庁告示第一号（技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十一日

文部科学大臣　髙木　義明

第一号及び第二号中「社団法人日本技術士会」を「公益社団法人日本技術士会」に改める。

○文部科学省告示第七十二号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四十条第一項の規定に基づき指定した指定登録機関の名称及び登録事務を行う事務所の名称が平成二十三年四月十一日付けをもって変更されたので、昭和五十九年科学技術庁告示第二号（技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十一日

文部科学大臣　髙木　義明

第一号及び第二号中「社団法人日本技術士会」を「公益社団法人日本技術士会」に改める。

○文化庁告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、北海道日高郡新ひだか町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
シベチャリ川流域チャシ跡群及びアッペツチャシ跡	平成九年文部省告示第百八十九号	新ひだか町（北海道）

○文化庁告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年四月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧堀氏庭園	平成十七年文部科学省告示第百二号	津和野町（島根県）

○文化庁告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、北海道虻田郡豊浦町に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月十一日

文化庁長官　近藤　誠一